

# 「教育に関する大綱」

～個性を尊重し、生きる力と生きがいをはぐくむまち～



平成27年8月策定  
春日部市



# 目 次

## はじめに

<b>重点 1</b>	<b>知・徳・体のバランスがとれた子どもを育てるまちをつくる</b>	
	元気な学校づくりの推進	1
	魅力ある教育環境づくりの推進	3
	いじめ防止等の迅速な危機管理体制の構築	5
	安心・安全な学校づくりの推進	7
<b>重点 2</b>	<b>思いやりと創造性豊かな青少年を育てるまちをつくる</b>	
	青少年教育の推進	9
	青少年を支える体制づくり	11
<b>重点 3</b>	<b>いつでも学べ、地域に生かせるまちをつくる</b>	
	社会教育の充実	13
	社会教育活動拠点の充実	15
	生涯学習の振興	17
<b>重点 4</b>	<b>スポーツ・レクリエーションを楽しめるまちをつくる</b>	
	スポーツ・レクリエーション活動の充実	19
<b>重点 5</b>	<b>文化・芸術や郷土の歴史を大切にするまちをつくる</b>	
	文化・芸術の創造と振興	21
	文化財・伝統文化の保存・継承	23
<b>重点 6</b>	<b>一人ひとりの個性と人権が尊重されるまちをつくる</b>	
	人権の尊重	25

## はじめに



平成18年の教育基本法改正に伴い、国や地方公共団体に「教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項」を定めることが求められました。

そこで、春日部市では平成20年4月より春日部市総合振興計画に基づき、市の将来像である「人・自然・産業が調和した快適創造都市－春日部－」を実現するための事業を推進しています。

教育分野においては、市民一人ひとりが積極的に参加できる快適な生涯学習社会をつくることを基本目標とし、創造性を持ってたくましく生きる力や思いやりのある豊かな心を育むとともに、生きがいを見つけ、満たしていくための「はぐくみの施策」を総合的かつ横断的に推進しています。

このたび、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、平成27年4月からの新教育委員会制度発足にあたり、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を行い、ここに本市としての教育の振興に関する施策の「大綱」を策定することにいたしました。今後とも時代の変化に対応した教育施策を展開していくために、事業の充実に努めてまいります。

平成27年8月

春日部市長 石川 良三

# 元気な学校づくりの推進

## 目的

児童生徒の基礎学力の向上や豊かな心を育むとともに、教職員の資質向上や学習環境の充実を図ること。

### □施策の方向性

#### □基礎学力の定着および向上

- ・ 現行の学習指導要領に示された、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けるとともに、自ら学び自ら考える力を育成し、個性を生かす教育を推進します。
- ・ 少人数指導などによるきめ細かな指導を行うとともに、習熟度に対応した理解度が高まる指導方法の工夫・改善に努め、基礎学力の確実な定着を図ります。

#### □社会の変化に対応した教育の充実

- ・ I C T社会に対応できる能力を身に付けるため、情報教育の充実を図ります。
- ・ 地球規模の環境問題に関心を持つとともに、身近な環境に目を向け、正しい行動がとれる環境教育の充実を図ります。
- ・ A L T（語学指導助手）および J T E（日本人英語指導助手）による指導やインターナショナルフレンドシップデイ集会などによる体験学習などを通して、国際理解教育の充実を図ります。

#### □豊かな心の育成

- ・ 「人権尊重」の理念に基づいて、豊かな人間性を育む道德教育の充実を図ります。
- ・ 校外における社会体験学習や福祉活動などを通して、地域社会や福祉（弱者支援）に関心を持つとともに、日常生活においていつでも弱者のサポートができるよう、ボランティア・福祉教育などを通して適切な行動およびさまざまな活動が実践できる児童生徒の育成に努めます。

#### □特色ある学校づくりの推進

- ・ 言語活動や国際理解教育の充実を図り、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、未来の国際人の育成を目指します。
- ・ 理科教育の充実を図り、「小さなサイエンティスト」の育成を目指します。

- ・芸術・文化活動の充実を図るとともに、豊かな心の育成を図ります。
- ・部活動を充実し、多方面で活躍する児童生徒の自己実現を図ります。

#### □心身の健康づくりと体力の向上

- ・心身ともに健康で安全な生活を主体的に実践できる児童生徒を育成するため、食育の推進および学校保健の充実を図ります。また、安心・安全な学校給食の提供を図ります。
- ・教育活動全体を通じて、自ら運動に親しむ児童生徒の育成に努めます。

#### □教職員の資質向上

- ・情報教育や国際理解教育、環境教育、ボランティア・福祉教育、人権教育、食育、健康教育などの充実に対応できる教職員の資質の向上を図ります。
- ・児童生徒が自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を身に付けられるよう、学習形態や指導体制の工夫・改善を図るとともに、教職員の資質の向上に向け、教職員研修を充実します。
- ・児童生徒が地域社会への理解と愛情を一層持てるよう、本市の自然や歴史・文化についての学習機会をつくるとともに、教職員の知識向上のための研修などを充実します。

#### □学習環境の充実

- ・義務教育9年間を見通した教育の推進や中一ギャップなどの問題を解消するために、小中一貫教育の取組を積極的に推進します。また、学校規模の適正化に努めます。
- ・学習環境を向上するため、学校内のICT化を進めます。また、教育用パソコンの計画的な整備・充実に努めます。
- ・学習教材の充実を図るとともに、学校図書館図書標準の達成や学校図書館支援員の配置に努めます。

#### □個別計画

- ・春日部市小中一貫教育及び学校再編に関する基本方針

## 魅力ある教育環境づくりの推進

### 目的

学校、教職員の創意工夫による魅力ある学校づくりを進め、個に応じた教育の体制を強化すること。

### □施策の方向性

#### □魅力ある学校づくりの推進

- ・創意を生かした教育課程の編成、魅力ある学校づくりに努めます。
- ・ランチルームを整備し、高齢者との食事会や異学年間の交流給食など、各学校の特色を生かした給食を通して、明るく豊かな人間関係を育成します。
- ・教科書以外の準教科書や副読本などの補助教材を整備し、教育内容の充実に努めます。
- ・児童生徒が学校を選択、または児童生徒個々の事情などを十分考慮し、必要に応じて学校を変更できるよう、通学区域の弾力的運用に取り組みます。

#### □個に応じた指導および相談体制の充実

- ・児童生徒一人ひとりの興味・関心、適性、考え方などの特性や学習（習熟）状況などを的確に把握し、理解の程度や興味・関心に応じた適切・的確な指導が進められるよう、少人数指導や習熟の程度に応じた指導など学習形態や指導体制などの工夫・改善、個に応じた指導の充実に努めます。
- ・障害の多様化や保護者のさまざまな価値観に応じるため、障害の程度を考慮した指導内容の充実に努め、障がいのある児童生徒一人ひとりの状況に応じた指導を推進します。
- ・特別支援学級の整備充実に努めるとともに、特別支援学級と通常学級との交流を進め、障がいのある児童生徒の社会参加と地域社会の理解促進を推進します。
- ・障がいのある児童生徒の教育機会を保障するため、保護者に対する相談・支援に努めます。
- ・相談件数の増加や複雑化・多様化する相談内容、いじめなどの緊急性のある相談、不登校の相談など、教育に関する相談に適切に対応するため教育相談センターの

充実を図ります。

#### □学校・家庭・地域との連携

- ・教員やさわやか相談員、地域教育相談員、民生委員・児童委員、主任児童委員などが連携し、児童生徒および家庭の相談に対応できる体制づくりを推進します。とくに、いじめ問題については、こころのサポートチームによる学校訪問を実施し、児童生徒や保護者、担任への支援を行い、早期発見・早期解決に努めます。
- ・いじめ・不登校問題の解消として実施している「スーパー元気・さわやかキャンペーン」などの啓発活動に、学校・家庭・地域が一体となって取り組めるよう支援します。
- ・学校と地域との双方向の交流・連携を促進するとともに、地域連携の拠点としての学校施設の利用について調査・研究し、開かれた学校づくりを目指します。

#### □幼稚園教育の向上と保護者支援の充実

- ・幼児教育の向上と保護者負担の軽減を図るため、教材、図書などの物品購入費用の補助や私立幼稚園の保育料などの補助を行います。
- ・私立幼稚園における特別支援教育の充実と振興を図るため、その教育に要する経費に対して補助を行います。
- ・幼児教育の充実と振興を図るため、教職員などの研修・研究費用の補助を行います。
- ・子育て支援の充実を図るとともに、保育所などの待機児童解消の一助とするため、預かり保育を実施する幼稚園に対して補助を行います。

#### □就学支援の促進

- ・経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などを援助し、義務教育の円滑な実施を図ります。また、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- ・高校、専修学校および大学などに進学する意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な方に対して入学準備金や奨学金の貸付を行い、有用な人材の育成に努めます。

## いじめ防止等の迅速な危機管理体制の構築

### 目 的

いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめ・重大事態への対処）のための対策の推進に関し、迅速に対応できるようにすること。

### □施策の方向性

#### □道徳教育等の充実

- ・児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

#### □早期発見のための措置

- ・児童生徒に対する定期的な調査、その他の必要な措置を講じます。

#### □相談体制の整備

- ・在籍する児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。
- ・家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮します。

#### □インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処します。

#### □対策に従事する人材の確保等

- ・教職員の養成及び研修の充実を通じた教職員の資質の向上に必要な措置を計画的に行います。また、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講じます。

#### □調査研究の推進

- ・いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及します。

#### □啓発活動

- ・いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行います。

#### □再発の防止

- ・重大事態に対処し、同種の事態の発生を防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行い、必要な情報を適切に提供します。

#### □個別計画

- ・春日部市いじめ防止基本方針

## 安心・安全な学校づくりの推進

### 目 的

校内と通学路における安全確保と見守り体制の強化、学校施設の整備・充実を図ること。

### □施策の方向性

#### □校内および通学路の安全確保

- ・通学路の安心・安全確保については、学校を拠点とし、P T A、自治会、関係機関およびボランティア団体などとの連携を強化するとともに、地域や関係機関と連携し、「うごく子ども110番」や「こどもかけこみ110番の家」などの事業の取組を推進します。
- ・登下校時の安全確保については、学校における道路交通や防犯などに対する安全教育と通学路上における安全指導の徹底を図るとともに、通学路の安全確保に努めます。
- ・全ての学校において学校安全ボランティアを組織化するため、人員確保および地域における人材育成などを進めます。
- ・校内における児童生徒の安全確保を期するため、市内全小・中学校において、防犯カメラなどの防犯システムの整備・点検を行うとともに、施設・設備の日常的・定期的・臨時的な安全点検を励行します。

#### □学校施設の整備・充実

- ・児童生徒が安心して学習できる環境を整備するため、耐震化計画の実行により学校施設の耐震補強事業を完了させ、非構造部材の耐震対策や大規模改修など、既存施設の整備・充実を図ります。
- ・学校施設長寿命化計画を策定し、施設の改修を計画的に進め、学校施設の環境改善と有効な活用に努めます。
- ・児童生徒が遊具を使用することによる事故防止を徹底するため、日常的な安全管理や定期点検を行い、遊具の修繕や入れ替えなどを実施します。
- ・プール、トイレなどの施設改修を計画的に進めます。また、普通教室等へのエア

コンの整備事業を進め、学習環境の改善を図ります。

- ・学校施設の有効な活用と効率的な整備を図ります。

## 青少年教育の推進

### 目的

青少年が創造性豊かで思いやりのある人間性・社会性を身につけ自立できるように、多様な体験機会や情報を提供すること。

### □施策の方向性

#### □多様な体験（ふれあい）機会の提供

- ・地域の方々の参加、協力を得てスポーツやレクリエーション、文化活動等のさまざまな体験・交流活動を行う放課後子ども教室事業の推進を図ります。
- ・青少年の社会参加を促進させるため、青少年のための講座や、スポーツ大会などの体験型の事業の充実を図ります。
- ・青少年の奉仕・体験活動を充実させるため、小中学校や青少年団体が実施している活動内容をホームページや広報紙などで紹介し、市民の協力を得るための契機とする啓発事業を推進します。
- ・活動の趣旨を同じくする青少年関係団体と連携し、青少年と大人（保護者）が参加できる青少年関係団体連携活動（講演会・科学教室など）を開催し、地域でふれあう機会を提供します。

#### □自主的活動の支援

- ・児童館、公民館などにおける青少年育成活動を支援することで、青少年の自主的活動の促進を図ります。また、場所や情報の提供に努めます。
- ・青少年が自主的活動を推進できるよう、家庭・地域・学校が連携し、活動の場の確保など地域活動参加の支援体制整備を進めます。
- ・青少年の自主的活動を推進していくため、活動の核となる青少年リーダーを育成する青少年団体のリーダー研修の積極的な支援に努めます。
- ・青少年を自主的活動に導くため、地域社会が青少年の育成に積極的にかかわっていくという意識を醸成します。

### □個別計画

- ・春日部市生涯学習推進計画

## 青少年を支える体制づくり

### 目的

地域や学校、関係機関・団体などが連携して、青少年の健全な育成を支える体制づくりと活動の推進支援を行うこと。

### □施策の方向性

#### □家庭における青少年教育の支援

- ・家庭教育の充実を図るため、情報提供、相談体制の整備など、家庭教育支援体制の充実に努めます。
- ・「家庭の日」を普及させ、家庭教育および家庭におけるしつけの大切さについて、関係機関・関係団体などと連携し啓発を進めます。

#### □地域の教育力の向上

- ・青少年の人間性、主体性、社会性、責任感などの資質を育てていくため、地域の団体や関係機関および行政、学校との連携・強化を図ります。
- ・青少年の非行を防止するため、地域によるパトロール活動（地区補導会などによる非行防止のための声かけや見守りを行う活動）や啓発活動に積極的に取り組みます。

#### □青少年教育を担う関係団体の支援と連携強化

- ・青少年の健全育成の重要性を踏まえ、学習、ボランティア、スポーツ、文化などの活動への青少年の参加や企画段階からの参画を推進するため、青少年のニーズに合った企画を行うとともに、青少年団体の育成・支援や研修会などを通じた指導者育成、リーダー育成に努めます。
- ・地域全体で青少年健全育成活動を推進するため、青少年育成春日部市民会議や青少年育成推進員協議会、青少年相談員協議会、PTA 連合会などの青少年関係団体の活動を支援します。

#### □有害環境浄化の促進

- ・青少年を取り巻く有害環境の浄化活動として、関係機関・団体などと連携し、有害図書などの自動販売機の設置状況の把握や小売店・レンタル店での実態調査の

実施、パソコンや携帯電話・スマートフォンなどによる有害サイトの閲覧やソーシャルゲーム、有害アプリの使用などの防止・抑止に向けた相談や指導および啓発活動・調査活動を強化します。

#### □青少年の活動拠点の充実

- ・人を思いやる心の豊かさを育むため、青少年同士の交流にとどまらず、世代間交流、異年齢交流ができる活動拠点の充実を図ります。

#### □個別計画

- ・春日部市生涯学習推進計画
- ・春日部市いじめ防止基本方針

## 社会教育の充実

### 目的

市民にさまざまな学習機会を提供するとともに、社会教育関係団体が自立し、継続して活動できるよう育成・支援を行うこと。

### □施策の方向性

#### □学習内容の充実

- ・市民のさまざまな学習要求に応える魅力的な学習機会を設けるため、公民館、視聴覚センター、図書館などにおいて学習内容の精選・充実に努めます。
- ・市民のライフステージに応じた課題や、取り巻く環境の変化（情報化、国際化、少子高齢化など）、ライフスタイルの変化、地域コミュニティ意識の希薄化などの社会変化に応じた課題に関する学習機会の提供と充実に努めます。
- ・市民の多様化するニーズに応じるため、市民と協働した社会教育事業のあり方や運営などを検討します。
- ・地域における学習拠点である公民館において、市民の相互交流と地域づくりを進めるため、地域の課題を把握するとともに、関連情報の提供や地域の特色を生かした事業の展開を図ります。

#### □学習活動の支援

- ・家庭・学校・地域社会の連携を進め、学習機会の拡大を図ります。
- ・学習指導者の養成・確保と地域の人材の発掘・活用を進め、市民の学習活動の支援および学習成果の発表や活用の機会を充実します。
- ・家庭教育に関する学習や交流の機会を拡充するとともに、各種団体との協力のもとで、家庭・学校・地域の連携を進め、家庭と地域の教育力の向上を図ります。
- ・市民相互の交流や地域づくりを進めるため、地域課題に対応した事業や学習機会の充実を図ります。

#### □社会教育関係団体の活動支援

- ・地域の教育力向上やコミュニティ活動を推進するため、社会教育関係団体やサークルなどの交流・連携・研修の機会を充実し、活動を支援します。

- ・ 団体やサークルにおける学習活動の活性化・円滑化・充実化を図るため、指導者の紹介をはじめとする団体の運営や活動の相談・支援の充実を図ります。
- ・ 成人式が成人としての新たな出発の機会として、市民に新成人を応援してもらえ  
るよう、成人式をボランティアなどの実行委員会方式により実施します。

## □個別計画

- ・ 春日部市生涯学習推進計画

## 社会教育活動拠点の充実

### 目的

生涯学習環境の充実を図るとともに、関連施設相互のネットワークづくりを推進すること。

### □施策の方向性

#### □学習環境の充実

- ・市民の多様化・高度化する学習内容に対応するため、公民館施設・設備の計画的な整備を図り、学習環境の充実に努めます。
- ・地域における学習拠点である公民館での事業実施にあたっては、市民の学習ニーズに応えるために市民主体の学習活動の場づくりを図ります。
- ・視聴覚センターの整備充実を図り、視聴覚機器や各種メディア資料などを活用した教育活動の支援を充実させるとともに、生涯学習情報の提供に努めます。
- ・図書館の資料管理の効率化や利用者の利便性を図るため、IT化を進め、生涯学習の拠点となるよう充実に努めます。
- ・市民の図書館サービスへの要望に対応するため、引き続き各分野の蔵書の充実を図るとともに、県立図書館、相互利用協定の図書館などとの連携・協力を推進します。
- ・学習施設の改修にあたっては、地域のバランスや特性を考慮し、適正な施設配置の見直しを図るとともに、人口動向や社会経済状況などを慎重に考慮し、既存の施設の活用も含めて検討します。
- ・国・県などの関係機関や民間事業者などとの連携を図るとともに、地域の学習関連施設以外で、学習や活動に利用可能な施設の把握に努めます。

#### □生涯学習関連施設相互のネットワークづくり

- ・公共施設予約システムの充実により、インターネットを活用した公民館などの学習施設の情報提供を進めます。
- ・効果的・効率的な生涯学習事業の推進を図るため、学習関連施設間のネットワークを強化し、情報提供の充実に努めます。

- ・ 学校を生涯学習の拠点として位置づけ、活用を図ります。

#### □個別計画

- ・ 春日部市生涯学習推進計画

## 生涯学習の振興

### 目的

生涯学習機会の充実、情報提供や相談の充実・強化に努め、自主的な生涯学習活動の促進を図ること。

### □施策の方向性

#### □生涯学習内容の充実

- ・地域課題に関するテーマや地域活動などの社会的テーマを軸とした学習プログラムの開発に努めます。

#### □生涯学習の機会の充実

- ・地域の人材などの有効な活用や「かすかべし出前講座」の開催などにより、身近な学習機会を提供します。
- ・ライフスタイルの多様化に対応するため、情報通信網を活用した在宅型学習などの自主学習活動の支援に努めます。
- ・学習の発表の場として、遊学フェスティバルや市民作品展などを開催します。
- ・生涯学習活動により得られた知識や経験を地域に還元できる体制や仕組みづくりを進めます。
- ・子どもから高齢者までのだれもが参加できるよう、生涯学習に関するPR を充実・強化するとともに、市民団体やNPO、社会福祉協議会などが連携して生涯学習の活性化を図ります。

#### □自主的な生涯学習活動の促進

- ・市民のだれもが、生涯のいつでも、どこでも、学習できるよう、市民の意識啓発に努めます。
- ・市民の声（ニーズ）を直接、講座や教室などの事業に反映させるため、市民が事業の企画段階から運営に参画できる機会の充実を図るとともに、アンケートなどにより参加者の意見を把握します。

#### □生涯学習情報と相談の充実

- ・生涯学習の機会と内容、施設、指導者など、生涯学習に関する情報提供の量的・

質的な充実を図ります。

- ・生涯学習情報を必要とする人に、適切かつ的確な情報を提供できるよう、効率的で効果的な情報提供の仕組みを構築します。
- ・生涯学習情報を有効に活用するため、生涯学習関連施設などの窓口で生涯学習に関する相談・指導（コーディネート）の充実を図ります。

#### □関係機関や団体の連携強化

- ・生涯学習市民推進員と生涯学習推進本部との連携を密にし、それぞれの活動の拡充を図ります。
- ・組織間の情報の共有化を図り、生涯学習関連事業を総合的かつ計画的・効果的に推進します。

#### □生涯学習人材情報登録制度の活用

- ・生涯学習にかかる講師やボランティアなどの人材資源の発掘および有効活用を図るため、生涯学習人材情報登録制度の充実に努めます。

#### □個別計画

- ・春日部市生涯学習推進計画

## スポーツ・レクリエーション活動の充実

### 目的

スポーツ・レクリエーション活動の普及と施設の安全かつ有効な利用促進を図ること。

### □施策の方向性

#### □市民のスポーツ・レクリエーション活動の推進

- ・市民の健康増進と体力の向上および自発的活動を促進するため、市民のニーズを踏まえて市民体育祭やスポーツ教室、体力づくり事業を実施するとともに、だれもが参加して楽しめるスポーツイベントを支援し、障がいのある人も親しめる、地域に根ざした生涯スポーツを推進します。
- ・個人や家庭、友人同士、地域、職場などさまざまな主体が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行えるよう、ホームページや広報、チラシ、パンフレットなどでスポーツ・レクリエーションの情報を発信するとともに、相談・助言・指導の充実に取り組みます。
- ・新たな総合型地域スポーツクラブの設立に向けた支援に取り組みます。

#### □スポーツ・レクリエーション団体などの活動支援

- ・スポーツ・レクリエーション愛好者の組織化を促進するとともに、スポーツ・レクリエーション団体(市体育協会・レクリエーション協会・スポーツ少年団など)の活動を支援します。

#### □指導者・ボランティアの育成

- ・各種大会や講習会を通じて、市民のスポーツ・レクリエーション活動を適切に指導できる指導者の育成と組織化を図ります。
- ・市民のスポーツ・レクリエーション活動を支えるボランティアの育成に努めます。

#### □ニュースポーツの発掘と普及

- ・世代を超えて参加し、楽しむことができるニュースポーツの発掘と普及に努めます。

## □スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

- ・総合的なスポーツ・レクリエーション推進の拠点となる総合体育施設について、段階的な整備の推進を図ります。
- ・市民が身近な場所で気軽にいつでもスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、学校体育施設の開放を進めます。
- ・財政状況や市民ニーズを踏まえて、スポーツ・レクリエーション施設の利便性や安全性に配慮した施設整備を図るとともに、施設の老朽化に伴う補修工事などを計画的に進めます。

## □スポーツ・レクリエーション施設の機能充実と利用促進

- ・市民ニーズに合ったスポーツ・レクリエーション施設の機能充実を図ります。
- ・スポーツ・レクリエーション施設の公正な利用に向けて利用調整会議を開催します。

## □個別計画

- ・春日部市体育施設整備基本計画
- ・春日部市生涯学習推進計画

## 文化・芸術の創造と振興

### 目的

文化・芸術に触れる機会の充実や情報提供を強化するとともに、文化・芸術団体を支援すること。

### □施策の方向性

#### □文化・芸術に触れる機会の充実

- ・市民の文化や芸術に対する関心や理解を深めるため、公民館や市民文化会館など市民に身近な場所において、優れた文化や芸術に触れる機会の継続的な開催に努めます。
- ・彫刻のあるまちづくりを継承した彫刻鑑賞会の開催など、日常生活の中で芸術に接する機会の充実に努めます。
- ・市展をはじめとした各種の展覧会、講習会、公演会などを通して、市民が文化や芸術に直接参加・体験・発表できる機会の充実に努めます。

#### □文化・芸術団体への支援

- ・文化・芸術関連の自主的なグループなどの活動を活性化させるため、活動の場の充実や成果発表の機会の提供、後援などによる事業への支援などを通して、文化・芸術団体の育成を図ります。
- ・団体が開催する事業や活動の支援のため、公共施設やホームページ、広報などを通して、広く市民に文化・芸術団体の活動情報の提供を行い、市民の参加意識の啓発に努めます。

#### □文化施設の整備充実

- ・市民文化会館の目的や機能のあり方を再検討し、新たな方向性を踏まえた改修・改善を計画することで、市民の文化・芸術活動を推進します。
- ・公民館の機能充実にあたっては、文化・芸術活動の拠点に資するよう努めます。

#### □新たな文化事業の創出・充実

- ・市内で育んできた文化や地域のつながりを大切にしながら、市民の一体感を醸成する新しい文化事業を創出・推進します。

□個別計画

- ・春日部市生涯学習推進計画

## 文化財・伝統文化の保存・継承

### 目的

地域の文化財や伝統文化を後世に保存・継承するために文化財の保護保存を推進し、資料の保存と活用、並びに施設の整備・充実に努めること。

### □施策の方向性

#### □文化財の保護保存の推進

- ・市域に所在する各種文化財の保護保存を推進します。保護保存にあたっては、文化財所有者との連携による保護策の深化を図ります。
- ・無形民俗文化財については後継者の養成を支援し、市の文化的遺産として、後世に保存・継承します。
- ・歴史的特徴を具備する建造物および近代化遺産は、文化財の指定化に向けた詳細な調査を行い、保護保存を進めます。
- ・市内各所に所在する埋蔵文化財包蔵地については、保護保存に努め、やむを得ず開発に伴い発掘調査を行う場合には、詳細に記録保存の調査を行い、調査報告書の刊行や郷土資料館などにおける出土遺物の展示を通して、市民への周知に努めます。
- ・縄文時代の大規模貝塚である「神明貝塚」については、県を代表する貝塚であることから、保護保存に努め、文化庁や県とともに国史跡への指定化に取り組みます。

#### □市史編さんの推進

- ・市の歴史・伝統・文化の正しい理解のため、編さん事業を通して市の歴史的発展を明らかにします。
- ・市が存続する限り市の歴史は続くことから、歴史資料として重要な公文書などの収集、整理および保存を行い、歴史資料の散逸を防ぎ後世に残し、活用します。
- ・市史の刊行後は、編さんに伴い収集した資史料を整理し、保存・活用を行います。

#### □資料の保存・活用施設（郷土資料館）の整備・充実

- ・郷土の歴史・文化について、あらゆる郷土資料を収集・保存・調査・研究します。  
その成果は展示を通して公開し、学校教育や市民の生涯学習に寄与します。
- ・市民に身近なテーマや関心が高いテーマを選び、展示会を開催し、市民の郷土愛を育みます。

#### □文化財・伝統文化の活用

- ・ITなどを活用した郷土資料の公開や活用を促進するため広報の充実を図ります。

# 人権の尊重

## 目的

市民や職員が人権の大切さに対する理解を深め、人権意識を持って行動できるようにすること。

### □施策の方向性

#### □人権尊重意識の高揚

- ・人権尊重意識の高揚を図るため、関係機関と連携・協力してあらゆる場、あらゆる機会を通じた人権啓発を推進します。

#### □人権・同和教育の推進

- ・社会的に弱い立場にならざるを得ない女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、H I V感染者などの人権を守るとともに、同和問題についての正しい理解と認識を深めるため、人権週間、学校教育、家庭教育、社会教育など、あらゆる場や機会を捉えた人権・同和教育を推進します。
- ・人権尊重社会の創造を図るため、知識や経験を備えた指導者の養成に努めるとともに、各種研修の一層の充実に努めます。
- ・地域や職場において具体的、現実的な人権問題に対応できるよう、人権啓発に努めるとともに的確な視点に基づく人権啓発教材の提供に努めます。

#### □人権相談体制の充実

- ・関係機関および人権擁護委員、民生委員、児童委員などの連携により、人権相談などの人権擁護活動を推進します。

### □個別計画

- ・春日部市人権施策推進指針

平成 2 7 年 8 月 策 定

春 日 部 市 総 合 政 策 部 政 策 課